

# ストップ!ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(38)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

裁判の目(第31回) ~そして市民の目~

平成27年10月30日

弁護士 福田 寿男

「本件上告を棄却する。」

最高裁から届いた決定書は主要部分がA4版の紙で2枚、そのうち理由はたった9行だった。

平成16年11月に提訴した「ハッ場ダム住民訴訟群馬事件」は、平成27年9月、住民側の全面敗訴で終わった。

いうまでもなく最高裁は日本国内における法律問題を最終的に解決する最高にして唯一の裁判機関である。

ハッ場ダム建設という政治的経済的社会的な大々問題に対して、日本の最高かつ唯一の裁判機関が下した判断の理由がたった数行だけであったという事実は極めて残念である。

そこには、もちろん、首都圏を襲うと喧伝されている治水政策の当否、人口減少の中で右肩上がりの水需要を想定した利水政策の当否、地元住民の生命財産に対する危険性の有無、人間存立の前提をなす自然環境への影響の有無、これらに対する言及はなかったが、私が最も残念に思うのは、最高裁が、国と県(地方公共団体)とのあるべき関係について判断しなかったことである。

本訴訟における被告(県)の態度は、①国から建設費負担の請求が来ているのだから、原則として、内容の当否に関わらず県は支払うべきである、②治水対策や危険性対策等も国がしっかりやっている(やる)と言っているのだから、それでいいのだ、というもので、地裁・高裁も基本的にはその考え方を是認した。

しかし、国と県(地方公共団体)との関係はそれではいけないはずである。

そもそも地方公共団体には、国による国民に対する人権侵害を阻止する役割が措定されている。そのため地方公共団体は国の下部組織などではなく、国と対等の地位を有する。沖縄の基地問題を引き合いに出すまでもなく、県(地方公共団体)は国と対等の立場から、ある国の行為が県にとって住民にとって本当に必要なものなのか妥当なものなのかどうか、自らの責任と権限で判断しなければならない。ハッ場ダムに関しても、群馬県は、群馬県及び群馬県民に対する治水効果、利水の必要性、危険性の存否、環境保全の必要性を自らの責任と権限で精密に調査・判断しなければならなかった。

本訴訟において群馬県はそのような県及び県民に対する真摯な態度を放擲し、裁判所もそのような群馬県の無責任な態度を是認した。とりわけ最高裁が国と地方公共団体とのあるべき関係に言及せず、結果的に従来国と地方公共団体とのあいまいな(緊張感のない)関係を是認したことは非常に残念である。

群馬県よ!本当にこの県と県民のことを考えて欲しい。市民の目がこれからの群馬県の活躍に期待しているのだ。

以上

# 1. ハッ場ダム経過報告 (2014年10月～2015年9月)

- 2014.10.27 付替国道(145号)の変形に関する公開質問書をハッ場ダム工事事務所に提出
- 11.18 ハッ場あしたの会は国道145号封鎖(国交省と群馬県はハッ場ダム予定地の国道145号を封鎖し交通止めにした)に対して現地で抗議行動
- 11.20 ハッ場ダム工事事務所はハッ場ダム本体工事の工程を明らかにした。  
2015年1月本体工事着工、2020年3月までに完成予定
- 2015.1.11 ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会とハッ場あしたの会は前橋でドキュメンタリー映画「ダムネーション」の上映会と学習会を開催
- 1.19 ハッ場あしたの会は本体工事中止を求める署名6,096筆を安倍晋三内閣総理大臣と太田昭宏国土交通大臣に提出。4月24日分と合わせて11,358筆
- 2.7 ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会は本体工事起工式に対して現地で抗議行動
- 2.27 ハッ場ダム工事事務所から付替国道(145号)の変形に関する公開質問(2014.10.27提出)の回答届く。{「法面とその前面の路肩の一部に亀裂や赤茶色化が生じていること及び法面前面の車道の一部の凸凹が生じていること」は認めたが、地すべりの進行は認めなかった。現在亀裂の幅は4cmに広がり、長さも50mを超えている。地質の専門家の見解では変形の形態も地すべりの進行を示唆している。
- 6.17 ハッ場ダム予定地の遺跡見学会(県議会議員に同行)
- 6.26～27 ハッ場ダム建設予定地の強制収用に向け国交省の公聴会(東吾妻町)公述22件 反対意見14件、賛成意見7件、起業者1件  
国交省の用地取得率(15/3末)93%、水没予定地残存4世帯
- 7.30 ハッ場ダム工事事務所一般向けの見学会開催、展望台(川原畑地区)資料館の設置発表
- 9.8～10 ハッ場ダム住民訴訟。最高裁・上告審・・・住民側敗訴決定
- 9.14 群馬県警が大同特殊鋼渋川工場から出た有害鉄鋼スラグ問題で強制捜査。  
ハッ場ダム予定地住民の代替地などで大量に使用された。

## 2014年度 ハッ場ダムをストップさせる群馬の会 会計報告 (2014年1月1日～2014年12月31日)

収 入	
繰越	27,290
現金	0
郵便振替	98,000
合 計	125,290

支 出	
郵送費	40,508
印刷代	29,640
資料コピー	21,000
振替手数料	4,250
消耗品費	8,000
雑費	3,600
合 計	106,998

2014年12月31日現在 残高 18,292 円
---------------------------

## ハッ場ダム群馬訴訟最高裁決定に対する抗議声明

2015年9月16日

1 最高裁判所第二小法廷（山本庸幸裁判長）は、本年9月9日付けで、ハッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟（群馬事件）に対する決定を下した。

決定は、上告を棄却する、上告審として受理しないという不当極まりないものであった。上告人兼上告受理申立人らは、最高裁に向けて、これまでに300頁もの理由書と、2回にわたる詳細な理由補充書を提出し、控訴審である東京高裁判決の誤りを明らかにしてきた。しかるに、最高裁判所第二小法廷は、わずか数行の理由を述べるだけで上記の決定を行った。これは、最高裁に課せられた使命、下級審の誤りを正す使命をかなぐり捨てるものであって、嚴重に抗議する。

2 今日の利根川治水計画は、ハッ場ダム等のダム建設を合理化するために策定されたものである。しかし、国交省はこの治水計画の根幹である基本高水の毎秒2万2000m<sup>3</sup>を説明すらできないものであった。そして、国交省がすぎた日本学術会議も、また同じくその説明ができなかった。

こうした不当不合理な治水計画に基づく流域都県の巨額の負担金の支出について、住民が住民訴訟として争うと、裁判所は国の計画や行政処分は、重大かつ明白な瑕疵がなければ違法との判断はできないとし、住民らはそれを立証していないとした。

私たちは、最高裁において、ハッ場ダム計画の不合理性は重大かつ明白であると重ねて強く指摘した上、一連の高裁判決の判断は、国と地方自治体との関係を上命下服、上意下達の関係と扱うもので違法であり、憲法（92条、94条）に違反するものと強く主張し、また、高裁の判断は、従前の最高裁判例にも抵触するものであると、強く主張してきた。

しかるに、この度の最高裁決定は、「本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するもの」として、上告の申立をすら認めなかった。

今般の決定に限らないが、最高裁は、司法府に託された行政権への監視監督の役割を全く放棄したものと云わざるを得ない。

このような最高裁の下では、放漫な公共事業も野放しとなる。

3 司法の役割を放棄した最高裁決定で悪しき河川行政が罷り通る。

折しも、今回の台風18号で鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生したことは、大規模ダムの建設に河川予算の大半を投入するダム優先の河川行政の誤りを露呈させるものになった。

鬼怒川上流には国交省の大規模ダムが四基もあり、そのうちの湯西川ダムは2012年に完成したばかりである。これら4ダムの治水容量はハッ場ダムの2倍もあり、今回の洪水では計画どおりの洪水調節が行われたが、鬼怒川下流で堤防が決壊し、甚大な被害をもたらした。洪水時の雨の降り方は様々であり、上流ダムで洪水調節をしても、中下流域での降雨が

卓越すれば、中下流は氾濫の危険にさらされる。今回の鬼怒川堤防決壊はその典型例であった。ダムでは流域住民の安全を守ることができないのである。

流域住民の生命・財産を守る喫緊の治水対策は、いかなる雨の降り方にも対応できるように堤防の強化を図り、決壊を防止できるようにすることであるが、国交省の河川行政は大規模ダムの建設を優先し、堤防の強化を怠ってきた。

本訴訟はそのような誤った河川行政を根本から正すことを企図したものであったが、今回の最高裁決定で、悪しき河川行政が罷り通ることになった。

4 ハッ場ダムの問題は治水面だけではない。縮小社会に入り、水余りが一層進行して利水面での不要性がますます顕著になっていくこと、ダム予定地は脆弱な地層が広く分布しており、深刻な地すべりが誘発される危険性が十分にあること、吾妻渓谷をはじめ、かけがえのない自然が失われることなどの問題があり、それらも含めてハッ場ダムの不要性・不当性を訴えたが、最高裁はそれらのことに関しても判断を回避した。

最高裁の理解を得られなかったことは非常に残念であり、司法のあり方の根幹が問われる重大な結果である。私たちは住民の生命・財産を守る真の治水政策への転換を求め、闘い続けることを表明する。今後とも利根川流域1都4県の住民訴訟の弁護団および上告人とともに手を携え、ハッ場ダムの不要性・不当性を訴えて活動していくことを表明する。今後とも皆様のご支援をお願いしたい。

ハッ場ダムをストップさせる群馬弁護団  
弁護団長 野上恭道  
ハッ場ダムをストップさせる群馬の会  
代表 真下淑恵

連絡先 電話 027-210-6441 (ぐんま市民法律事務所)

## 会費納入と寄附のお願い

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動しております。

ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 庸  
ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0356373 スズキ ヨウ

## 八ッ場ダムをストップさせる群馬の会の総括と今後について

八ッ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 真下 淑恵

八ッ場ダム住民訴訟「群馬事件」について、9月9日付け最高裁・上告審で上告棄却、上告審として受理しないという不当な決定が下りました。

それに伴い、10月8日(木)10:00より群馬弁護士会館にて、八ッ場ダム住民訴訟の原告や会員に呼びかけて群馬の裁判の総括会議を行いました。出席者は、石川眞男さん、秋本千晶さん(大塚正之さん代理)、鈴木庸さん、鈴木郁子さん、穂刈清一さん、浦野稔さん、嶋田弁護士、福田弁護士、真下淑恵の9人でした。

群馬の場合、裁判を始めるに当たって、現地に近い為に反発も予想されるため当時の「八ッ場ダムを考える会」(後の「八ッ場あしたの会」)の一部と「市民オンブズマン群馬」が中心になって、八ッ場ダム住民訴訟に取り組む「八ッ場ダムをストップさせる群馬の会」を結成しました。

第1審(前橋地裁)では、19回の法廷と現地視察が行われ、皆さんの関心も高く傍聴や報告会に毎回30~50人が参加しました。第2審(東京高裁)では、遠隔地かつ4年近く10回の非公開進行協議と3回の公判のみが行われ、傍聴参加者が少なく「ストップさせる会」の活動も低調でした。

その間、総会、学習会、報告集会、映画上映会、群馬ニュースの発行などの活動を行ってきました。また、裁判以外の活動は「八ッ場あしたの会」に頼ってきたところがあったとの反省が出されました。

今後の活動については、なんとか活動を続けていきたいとの意見が出されました。その方法については、

- ・八ッ場あしたの会の活動に合流していく。
- ・一端「ストップさせる会」を解散してから次の活動に入っていく

と言う主に2案が出されました。

今後、ストップさせる各都県の会の全体会議が11月8日に開かれる予定なので、他都県の動向などを見ながら決定していくことになりました。

ご意見がありましたら、事務局までお寄せ下さい。

### 連絡先

八ッ場ダムをストップさせる群馬の会

事務局長 鈴木庸

携帯電話番号 090-9134-2942

メールアドレス [yo3@jcom.home.ne.jp](mailto:yo3@jcom.home.ne.jp)

# ダム依存から真の河川行政への転換を求めて

## ハツ場ダム最高裁決定 抗議集会

2015年9月初旬、最高裁は6都県からのハツ場ダム住民訴訟上告を全て棄却しました。一斉提訴から11年近く、誰が見ても明らかな事実をもってハツ場ダムの不要性、危険性を突きつけてきたにもかかわらず、司法は目をそむけ、行政追認の姿勢に終始しました。まさに「絶望の裁判所」でした。

折しも首都圏では鬼怒川の堤防決壊で人命を含む大きな損害が生じました。ダムやスーパー堤防など巨大大業に固執するあまり、堤防強化など、より効果的な水害対策がおろそかになっているのではないかと。国交省のダム行政を熟知し、その転換を求める宮本博司さんと、裁判でも鬼怒川水害の危険性を指摘していた嶋津暉之さんのお話とディスカッション、ぜひお聞きください。

河川行政の抜本的な転換なくして、災害を軽減し、財政悪化をくい止めることはできません。未来につなげるために、ハツ場ダム住民訴訟が提起してきた問題を共に考えましょう！

日時： 2015年12月13日（日）  
13:20～16:30  
会場： 全水道会館4階大会議室  
(JR水道橋駅東口3分、都営地下鉄三田線  
水道橋駅A1出口1分)



- <第一部 ハツ場ダム住民訴訟・最高裁決定を受けて>  
弁護団報告「最高裁よ、目を覚ませ！」  
上告団報告「これは真実を刻んだ闘いだった」
- <第二部 命を守る河川行政とは？>  
講演「想定外と治水」 宮本博司さん

プロフィール：国交省河川局で長良川河口堰等を現場トップとして担当、事務方として淀川水系流域委員会の画期的な市民参加の方法を主導、国交省退職後は一市民としてその委員長に就任。脱ダムの流れをつくる。

報告「鬼怒川水害の分析」嶋津暉之さん  
(ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会代表)  
パネルディスカッション&質疑  
集会アピール

参加費 500円



主催 ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会、ハツ場ダムをストップさせる群馬の会・茨城の会・埼玉の会・千葉の会・東京の会、ムダなダムをストップさせる栃木の会  
連絡先 ハツ場ダムをストップさせる東京の会 T/F 042-341-7524(深澤)